

美浜の会ニュース

No. 132

2014. 12. 22

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

高浜原発3・4号の再稼働阻止に向け

30km圏内の京都・滋賀、関西一円から 住民説明会の開催、地元同意権を求めよう

「若狭の原発周辺住民ネットワーク」を軸に、福井・関西の連携を進めよう

高浜原発3・4号の再稼働を止める運動は正念場を迎える。政府と規制委員会、福井県と高浜町は一体となって早期に再稼働を強行しようとしている。1月16日までのパブコメ終了後に審査書を確定し、2月には地元同意が焦点となる。福井県と高浜町は住民説明会も開かず、地元同意権を独占することに固執し、「京都に同じ権限を認めるなら再稼働しなくてもいい」とまで語っている。県民や周辺住民の安全など眼中にない。さらに、4月の統一地方選の争点になるのを嫌って、地方選の前に地元同意に決着をつけようとしている。

運動の焦点は、30km圏内京都府・滋賀県及び関西各地から、住民説明会の開催と、被害地元として同意権を求める声を顕在化させることにある。福井と関西の団体で作られた「若狭の原発周辺住民ネットワーク」を軸に、連携を強めて進もう。政府の原発回帰路線をくい止めよう。

◆再稼働はプルサーマルが前提 パブコメ出そう！学習・討論会に参加を

原子力規制委員会は12月17日に高浜原発3・4号の審査書案を公表し、1月16日までパブコメを実施する。その後、1月末から2月初めには、基本設計の合格証にあたる審査書を確定する予定だ。

高浜3・4号では、3.11後の初めてのプルサーマルが狙われている。関電社長は、12月19日の記者会見でも、来春の高浜3・4号再稼働ではプルサーマルを実施したいと語っている。規制庁の市村管理官は17日、「MOX利用は前提になっている」と審査書案を説明している。審査書案は新基準への適合性を評価しているが、そもそも新基準にMOXに関する基準や指針はない。審査書案では、新基準に基づいて、炉心が熔融する場合のMOX燃料特有の影響等を全面的に評価した形跡はない。危険な原発を一層危険にし、処分の方法も決まっていない使用済MOX燃料を生み出すプルサーマルの再開を止めよう。高浜町内での署名・アンケート配布の戸別訪問では、プルサーマルと老朽原発高浜1・2号の延命に反対する声が多く聞かれた。

審査書案は、福島原発事故のような深刻な海への汚染水流出が起こることを全く無視するな

目次

○住民説明会、地元同意権を求めよう・p1 ○佐賀県内の危険避難所・p5 ○パブコメ出そう・p6 ○福島の子どもたちに発生した甲状腺ガン・p8 ○小浜市申し入れ(12/9) 11・p ○高浜町・おおい町申し入れ(12/19) ・p12 ○宮津市(12/15)・たつの市(11/27) 申し入れ・p13 ○大飯原発行訴 第12回法廷報告・p14 ○もんじゅを廃炉へ全国集会に参加して・p15 ○兵庫県避難所のアンケート結果・p16

ど多くの問題点がある（6頁）。パブコメは「科学的・技術的意見の募集」としているが、避難計画を審査しないこと等、住民の命に関わる重大な問題についても意見を出そう。

1月9日（※1月15日に変更になりました。福井市）・10日（大阪市）・12日（東京）の学習・討論会で審査書案の問題点を議論しよう。

◆再稼働同意の権限は、福井県と高浜町だけではない

審査書が確定すれば、2月頃から地元同意が焦点になる。福井県は早々と住民説明会は開催しないと表明し、高浜町も12月19日の申し入れ時に「町議会で説明を聞く」と述べるにとどめ、住民説明会は開かない旨を示した。また、再稼働についての地元同意の範囲は、福井県も関電も「県と高浜町」にあると述べている。「関電幹部は『福井県は京都に同じ権限を認めるなら再稼働しなくていい』とまで言う。われわれは立地自治体を最優先せざるを得ない」とまで報じられている（京都新聞 12月18日）。福井県は、京都や関西に口出しはさせず地元同意権の独占にしがみつき、関電も再稼働の障害物を少なくするため共通の利害を感じている。

高浜町は、3.11以前と同じように、再稼働が既定路線であるかのように振る舞っている。しかし、自分で切手を貼って送られてきた町の人々のアンケートには、事故の危険、核のゴミ問題、子や孫の将来を憂う切実な声が続られている。高浜町は、区毎に避難計画の説明会を行っていると自負しているが、これら深層の声には耳をふさいでいる。住民説明会を開かないのは、2012年のおおい町や鹿児島のように、反対や不安の声が噴出することへの恐怖感からだ。

他方、概ね30km圏内には京都府7市町と滋賀県2市が含まれる。両知事は、関電に対して立地なみの安全協定締結を求め、再稼働判断にあたっての同意権限を求めている。運動の最大の焦点は、30km圏を始め関西各地で住民説明会を実施させ、再稼働同意の範囲についても、これら自治体を含めるべきという声を上げて行くことにある。鹿児島県の場合は、審査書確定後約2ヶ月で知事が最終的に同意を表明した。形式だけとはいえ、30km圏内で6回の住民説明会を開いた。高浜の場合は、「鹿児島方式」より早まる可能性がある。

重要な避難計画については、国は自治体任せで、審査もせず責任も取ろうとしない。福井県と高浜町は、規制庁が繰り返す「再稼働と防災計画は別」という全く無責任な言葉を横並びで表明している。しかし、避難計画は根本から破綻していることが自治体アンケート等で明らかになっている。住民の命と安全を守るため、避難元・避難先の自治体や議会、議員、区長、住民に避難計画の実態を広め、住民説明会の開催、地元同意権の表明を求めていこう。

◆30km圏内人口・最多は京都府の128,500人で福井県の倍以上

琵琶湖が汚染されれば関西一円1,300万人に甚大な影響

川内原発の場合は、30km圏内は鹿児島県内に収まっている。しかし、高浜原発の場合は、概ね30km圏内で避難が想定されているのは、福井県内4市町、京都府7市町、滋賀県2市にまたがっている。避難人口も京都府は福井県の倍以上で128,500人にのぼる。5km圏内にも舞鶴市

関西広域連合で受け入れる概ね30km圏内の人口

府県名	市町名	UPZ内	うちPAZ内	府県名	市町名	UPZ内	うちPAZ内		
福井県 (4市町)	小浜市	31,100	100	京都府 (7市町)	福知山市	600	0		
	高浜町	11,000	5,500		舞鶴市	89,000	100		
	おおい町	8,700	800		綾部市	9,300	0		
	若狭町	16,100	0		宮津市	20,300	0		
	計	66,900	6,400		南丹市	4,200	0		
滋賀県 (2市)	長浜市	27,600	0		京丹波町	3,500	0		
	高島市	30,000	0		伊根町	1,600	0		
	計	57,600	0	計	128,500	100			
				3府県(13市町)計				253,000	6,500

「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」p4より 関西広域連合 2014.3

の600名が含まれる。

さらに、琵琶湖は高浜原発から約50kmに位置し、事故で汚染されれば、大阪・兵庫を含む関西一円の1,300万人に

甚大な影響がおよぶ。大阪広域水道企業団は、「除去できるヨウ素は 30～50%」に過ぎないと説明している。兵庫県下の自治体申し入れで、水道水が汚染されれば、わずかな備蓄水は自らの市民に優先的に配布すると述べている。避難した先で安全な水の保障はない。

このように、川内原発の場合とは全く異なる条件下にある。事故が起これば、深刻な被害は県境を越える。京都府・滋賀県知事が再稼働の地元同意権を求めるのは当然のことだ。

◆滋賀県民約 5 万 8 千人の大阪への避難・避難所はまだ決まらず

滋賀県は、独自に実施したシミュレーションを基に「滋賀県版UPZ」を採用し、若狭の原発で事故があった場合は、長浜市・高島市の 57,600 人が大阪府に避難することになっている。しかし、避難先は万博記念公園や鶴見緑地公園のような大規模な「拠点避難所」しか指定しておらず、そこから移動する個別の避難所はまだ決まっていない。避難先の大阪府にも申し入れ、再稼働に反対するよう求めよう。

兵庫県が実施したシミュレーションでは、避難先兵庫でも高い被ばくが予測されている。高浜町の避難先の一つ三田市は、139.4mSv（甲状腺等価線量、1才児7日間）と最も高い被ばく予測となっている。避難した先でも被ばくの危険があり、兵庫県民の避難が問題になるほどだ。

◆避難所の約 3 割が土砂災害等の危険区域・住民の安全は守れない。計画は根本から破綻

「避難計画を案ずる関西連絡会」は、福井・京都の避難先となっている兵庫県内の避難所が土砂災害等の危険区域に設定されていないかを問う自治体アンケートを実施し、12月初めに結果を公表した（16頁）。兵庫県内41市町から回答率は100%だった。多くの避難所が危険区域に設定されたままであり、見直しもほとんど着手されておらず、兵庫県や避難元との協議もなされていないという実態が明らかになった。この結果は、避難計画が根本的に破綻していることを端的に示している。特徴は以下のとおりだ。

- * 兵庫県下41市町の内、24市町で危険区域に避難所が設定されたまま
- * 避難所数では、全避難所599ヶ所の内、約3割にあたる184ヶ所
- * 避難元が福井県の場合、4市町全ての避難先で危険区域に避難所
 - 該当する避難所は36ヶ所、避難者約1万人分
- * 避難元が京都府の場合、30km圏内7市町の内5市町の避難先で危険区域に避難所
 - 避難所数は148ヶ所にのぼり、危険区域の避難所の約8割を占める
 - 避難者3万6千人分以上の避難先に該当
 - 避難先神戸市が避難所毎の詳細な資料を公表していないため、神戸市5ヶ所の避難所人数は「不明」としている。これが明らかになれば、人数は大幅に増加する。
 - 高浜町に隣接する舞鶴市の避難先は、尼崎市61ヶ所中58ヶ所、西宮市65ヶ所中42ヶ所と、避難所のほとんどが洪水による浸水区域等で深刻だ。

原発事故時の避難所が、自然災害の危険区域に設定されたまま放置されている。100km離れた避難所に向かっても、局地的豪雨等で避難所が使えなければ、住民は難民となり安全は守れない。改正された災害対策基本法等（2013年6月改正、2014年4月施行）は、これまでの自然災害と3.11東日本大震災での教訓を踏まえて、避難所の指定とその基準を法律で定めた。危険区域の避難所はこの法律に違反した状態のままだ。

避難元自治体への申し入れで、担当者は「体育館の1階が浸水しても2階や屋上が使えるのでは」と驚くようなことを語る。これは、代替の避難所探しが困難であるため、法律をねじ曲げて解釈しようとするものだ。同時に、避難所を視察したこともない机上の空論でもある。一

時的に難を逃れるために屋上に避難できても、数ヶ月にわたる避難生活など成り立たない。とりわけ1階に居住スペースやトレイ等が集中している体育館では、2階の卓球場など狭いスペースでどうやって避難生活が送れるというのか。法改正では、津波等から緊急に身を守るために高台等に指定される「緊急避難場所」と、滞在を前提とする「避難所」を明確に区別することを求めている。

◆要援護者の避難計画はずさん極まりない 「特別な配慮」はなく、避難手段に不安

避難所の体育館には要援護者用のスペースもなく、車椅子専用トイレも1ヶ所しかない等、「特別な配慮」とはほど遠いのが実態だ。

改正された災害対策基本法施行令〔第20条の6（指定避難所の基準）〕では、3.11の教訓から「避難所」における要援護者への特別な配慮の必要性が盛り込まれた。基準として「円滑な利用を確保するための措置」「相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制」「滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること」〔災対法施行規則 第1条の9〕となっている。しかし実態は、法の曖昧な文言をいいことに、厳しい適用はなされていない。

関西と福井の市民が行っている要援護者施設へのアンケート調査では、移動手段についての不安が多く、「移動のための車が足りない」「寝たきりで体力の低下している入所者の長距離移動は無理」等の声が寄せられている。また、避難先自治体は要援護者の人数さえ把握していない。避難計画に実効性がないことは明らかだ。

◆30 km圏内・関西から、説明会開催、再稼働同意権を求める声をあげよう

福井・京都・滋賀の30 km圏内から、関西一円から、住民説明会・公聴会の開催を求めていこう。3.11が示した広範囲の悲惨な被害は、再稼働の同意権限もまた、30 km圏内の自治体にあることを教訓として示している。被害のみを押しつけられ、再稼働について意見を述べる権限さえないという理不尽な構図を打ち破っていこう。そのために、30 km圏を中心に関西から、住民説明会の開催、同意権限を求める声を強めていこう。

12月に原発反対福井県民会議の呼びかけで、福井と関西の団体で「若狭の原発周辺住民ネットワーク」が作られた。県境を越えて、避難計画の問題等を中心に、再稼働に反対する様々な活動を協力して取り組んでいくことが議論された。福井県知事宛の再稼働反対署名は、1月後半に提出予定となっている。一次集約の1月15日に間に合うよう、署名を集約して送ろう。

危険区域内にある避難所の代替施設を見つけることはほとんど不可能であり、来春までに見直すなど到底できない。避難元の小浜市・高浜町・おおい町・宮津市への申し入れでは、この問題を見直すこともできず、「4者協議で見直しを相談する」と同じように回答している（11～13頁）。実際にどのような相談や見直しを行うのか、避難先の兵庫でも監視していこう。

避難元の若狭町、京都府の綾部市・舞鶴市・南丹市・伊根町にも危険区域の避難所問題等で申し入れよう。

福井県の場合、もう一つの避難先として県内に避難所を指定している。小浜市や高浜町は、県内避難先の敦賀市にも危険区域の問題が同様にあるだろうとして、県と相談すると述べている。福井県内の避難所の実態を明らかにする活動が準備されている。

滋賀県民の避難所が決まっていない大阪府へも申し入れに行こう。結果を滋賀県に伝えよう。30 km圏内・関西各地で、議会・議員・区長・住民に再稼働反対を訴えていこう。

関西での運動を強め、福井の人々と連携し、高浜3・4号の再稼働を止めよう。